

## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

地方税法施行規則等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例を改正する必要が生じ、平成 27 年 12 月 25 日に狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成27年12月25日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

狭山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち狭山市税条例（昭和30年条例第11号）第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち狭山市税条例第131条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。